

※「消防広域化推進期限延長に係る説明会資料」（総務省消防庁）

# 市町村の消防の広域化 推進方針について

～市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正解説～

# 基本指針改正の背景

## ○人口減少社会の到来

- ・生産年齢人口の減少による**財政面の制約**
- ・低密度化の一方、必要な**署所等は変化せず**

➡**消防力の維持に困難**が伴う可能性

## ○高齢化の進展

- ・**予防業務**の重要性や**救急需要**が拡大

➡**消防力の強化**が必要

## ○整備率

- ・消防職員（77.4%）や消防水利（73.6%）など依然として**整備率が低いものがある**
- ・**小規模な消防本部**の方が**整備率が低い**傾向にある。

## ○女性活躍・ハラスメント対応（組織強化の必要性拡大）

## ○大規模災害・大規模市街地火災等への対応

**消防の広域化は、消防力の維持・強化に最も有効な手段。**  
小規模本部の体制強化が**喫緊の最重要課題**。

# 小規模消防本部と大規模消防本部の違い

**小規模本部**（管轄人口10万人未満）と**大規模本部**（管轄人口30万人以上）の違いを見ると、**大規模消防本部の方が災害対応能力が高い**傾向にあることがわかる。

## 1 消防車両、職員等の整備率

[単位: %]

本部規模	ポンプ	はしご	化学消防車	救急車	救助工作車	水利	職員
大規模	93.2	98.7	97.2	93.6	95.8	86.2	87.0
小規模	95.0	63.5	76.1	96.4	88.8	63.9	66.1

※ 消防力の整備指針に基づく整備率

## 2 救急隊員・救助隊員の専任率

[単位: %]

本部規模	救急隊員専任率	救助隊員専任率
大規模	63.1	68.3
小規模	9.9	5.6

## 3 予防技術資格者充足率※2

[単位: %]

本部規模	予防技術資格者充足率
大規模	87.9
小規模	76.7

※ (資格者を配置している係の数) ÷ (予防業務を担当している係の数)

## 4 年間火災出動件数・年間救急出動件数

本部規模	年間火災出動件数	年間救急出動件数
大規模	6.9	2002.3
小規模	3.2	291.9

※3 火災は吏員1人当たり。救急は救急隊1人当たり

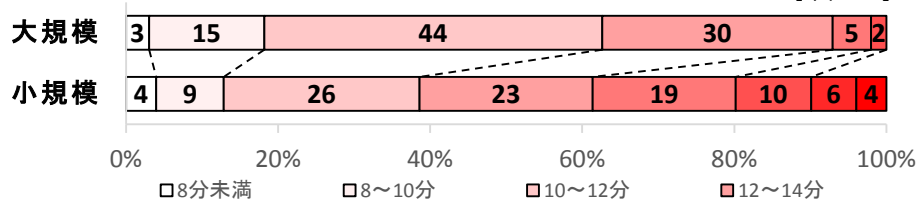
## 5 救急車による平均現場到着所要時間

[単位: %]

本部規模	到着時間が10分以上の本部の割合
大規模	3.4
小規模	16.1

## 6 覚知から放水までの時間

[単位: %]



## 7 立入検査の実施状況

本部規模	防火対象物数	立入検査回数	実施率
大規模	2,074,335	527,540	25.4%
小規模	784,064	144,027	18.4%

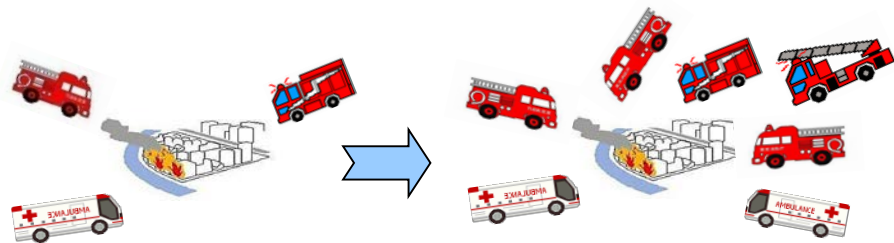
※出典: いずれも、人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書(平成28年2月)資料編より

# 消防の広域化は、消防力の強化につながる

## ① 住民サービスの向上

### 1 初動の消防力、増援体制の充実

○初動出動台数が充実。統一的な指揮のもと、応援体制も強化。大規模災害、特殊災害へも対応可能に。



#### (具体事例)

#### ○火災初動対応（第一出動）時の出動車両数等の充実

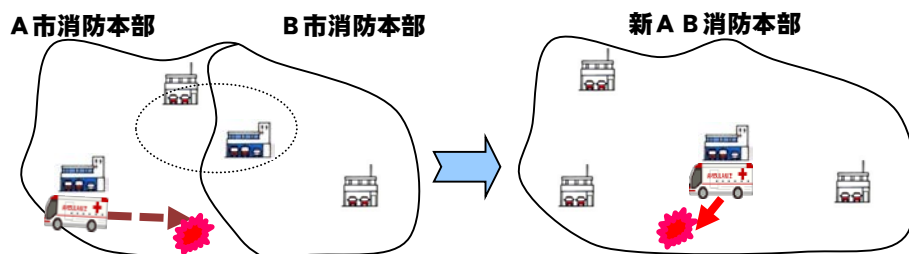
- ・奈良県広域消防組合 3~6台→6~7台
- ・宇部・山陽小野田消防局 5台→7台
- ・小田原市消防本部 6台→10台

#### ○大規模災害時の対応

- ・熊本市消防局 広域化により、**熊本地震時**、益城町・西原村地域において、初回通報から1時間以内に**消防車両24台活動人員82人の大規模な消防力**で対応することができた。（広域化前の場合、4台12人+非番招集で対応）
- ・とちぎ広域消防局 広域化により市町の境界を越える出動が可能になり、2016年8月**台風10号**による土砂災害時、芽室町（芽室消防署員は**30人規模**）に帯広消防署から**ボート艇と隊員13人**を投入できた。また、清水町（清水消防署員は**30人規模**）には**本部員26人+帯広消防署員4人+幕別消防署員2人**を投入することができた。

### 2 現場到着時間の短縮

○管轄区域全体を見渡した**署所の適切配置**が可能に。  
○指令の一本化により、**直近の車両**が現場直行が可能に。



#### (具体事例)

#### ○救急出動時における現地到着時間（覚知～到着）の短縮

- ・弘前地区消防事務組合 例) 弘前市種市 **▲13:39** (20:00→6:21)
- ・小田原市消防本部 例) 小田原市小竹 **▲4:51** (12:11→7:20)

#### ※小規模本部より大規模本部におけるメリットが大きいケース

- ・草加八潮消防局の到着時間短縮  
草加市（24万人）**▲1:00~▲2:36** 八潮市（8万人）**▲0:06**
- ・埼玉西部消防局の出動件数  
所沢市（中心市）**市内→市外 518件、市外→市内 880件**
- ・東近江広域消防組合の出動件数  
**東近江市→愛知郡 54件、愛知郡→東近江市 1067件**

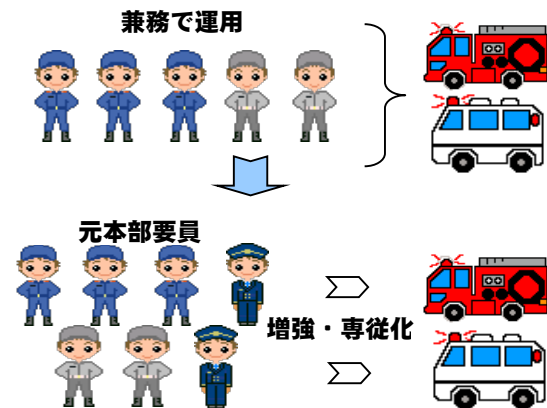
#### ○管轄区域に関係なく直近の消防隊が出動する件数

- ・ちば共同指令センター 年間約**400件**（救急通報年間約14万件）

## ② 人員配備の効率化と充実

### 1 現場要員の増強

本部機能の統合や指令の共同運用による効率化で、隊員の現場への手厚い配置が可能になり、消防力が強化された。



#### (具体事例)

##### ○現場への手厚い人員体制が可能に

- ・奈良県広域消防組合 **210名**の人員配置効率化で、現場へ配置転換本部要員▲156名(276→120名) & 通信指令要員▲54名(94→40名)
- ・佐賀広域消防本部 神埼消防署吉野ヶ里出張所を新設

##### ○高度な消防隊の配備が可能に

- ・宇部・山陽小野田消防局 **指揮隊2隊**新たに配備
- ・小田原市消防本部 **高度救助隊**(大規模な災害や事故に対応する高度な救出救助能力を有する専門部隊)を発足



### 2 予防業務・救急業務の高度化・専門化

- 専門性が強化し、災害対応力が向上。
- 体制の増強により、**非番出動も減少**(「働き方改革」にも)。



火災原因調査専従員の育成



査察・違反処理専門員の育成



救急救命士の育成

#### (参考)

- ・予防業務の着実な取組により、出火件数や火災による死者数は長期的に減少傾向。(ここ10年でそれぞれ、30.1%、29.8%の減)
  - ・高齢化の進展等により、自力避難困難者が利用する施設が増加し、火災や死者の数が増加することが懸念。また、大規模倉庫、高層建築物等の増加により、消火・救助などの消防活動が困難な建物が増加することが懸念。
- 専門性の高い予防業務を着実かつ効率的に実施していくことが極めて重要。

#### (具体事例)

##### ○予防業務の充実による火災の未然防止強化

- ・富良野広域連合消防本部 従前は本部と署に兼務の形で配置していた**予防担当者**を専任で配置。
- ・東近江行政組合消防本部 5つの消防署すべてに、**予防査察担当者**を専任で配置(3~4名体制)。

##### ○手厚い救助体制による大規模災害や事故への対応力向上

- ・奈良県広域消防組合消防本部  
特別救助隊1隊 → **高度救助隊1隊 + 特別救助隊3隊**

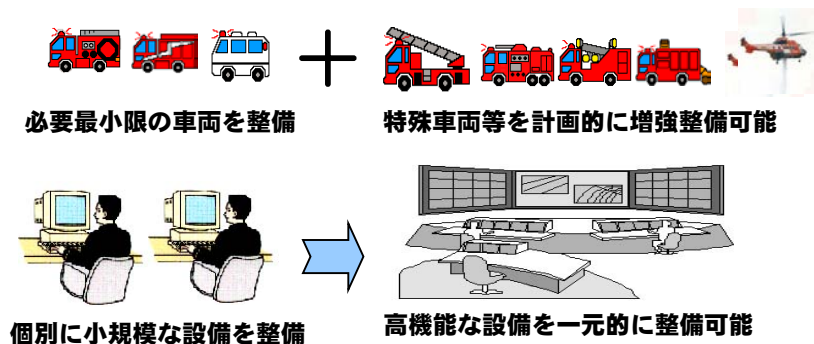
##### ○非番出動の減少による働き方改革

- ・埼玉東部消防組合 火災現場付近の**非番者を常に招集**していたが、広域化後は火災における**非番招集を原則廃止**した

### ③ 消防体制の基盤の強化

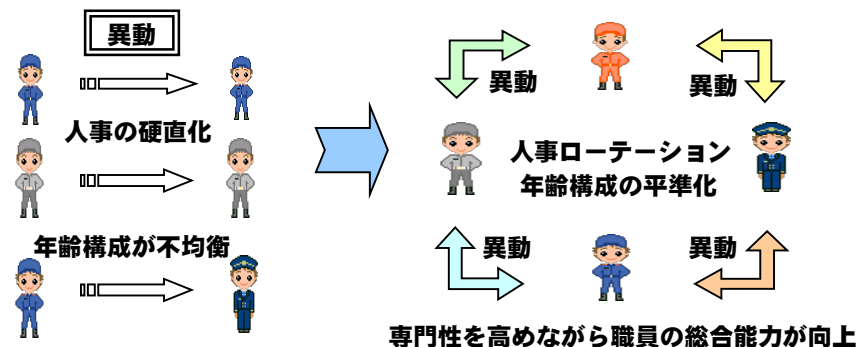
#### 1 高度な消防設備、施設等の整備

車両や資機材の共有や共同整備により、効率的な運用・整備が可能に。その結果、**高度な車両や資機材**の整備が可能に。



#### 2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

組織が大きくなることで勤務先が増え、人員も確保しやすくなることから、**組織も活性化**し、研修等による**人材育成**も可能に。



#### (具体事例)

##### ○高機能消防指令センター整備

- 共同整備を行った19本部の平均**整備費▲49.8%**
  - 北はりま消防本部 整備費が半減 (11.4億円→5.8億円)
  - ちば消防共同指令センター 整備費が6割減 (61.2億円→38.8億円)
- 沖縄県では、**指令人員体制**が従前の**3分の1**に (現状29人体制)
- \* 整備費に比例するとされる毎年の**システム維持費**も減少
- 捻出した経費や人員を、設備の高度化や充実、現場要員充実に**

##### ○特殊車両等の整備

- 佐賀広域消防局 はしご車やNBC災害対応資機材などの増強

#### (具体事例)

##### ○人事ローテーションによる組織の活性化

- 埼玉東部消防組合消防局 旧本部単位では異動先が少なく、人事の硬直化が課題であったが、広域化後、異動先が増えたことにより組織の活性化が図れた。

##### ○派遣研修の充実により消防職員の人材力が向上

- 宇部・山陽小野田消防局 広域化により人員確保が容易になり、消防大学校及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

# 推進期限の延長

広域化の期限を、**平成36年4月1日**まで延長※

【延長期間の考え方】

「地域で話し合う1年間」

+

「実践期間としての5年間」

前半（～7月頃）：「消防力カード」作成など市町村で分析・検討する期間  
後半（7月頃～）：都道府県内で話し合い推進計画を再策定する期間

各市町村において、これまでと同様、5年間で広域化を実現させる

消防組織法の改正から10年以上を経て、**人口減少の更なる進展**など消防を取り巻く状況が変わったことを受け、**再度**地域における「**消防組織のあり方**」を議論すべきタイミングである。

→ **5年間の実践期間**のほか、**1年間の再策定期間**を設ける

この間、

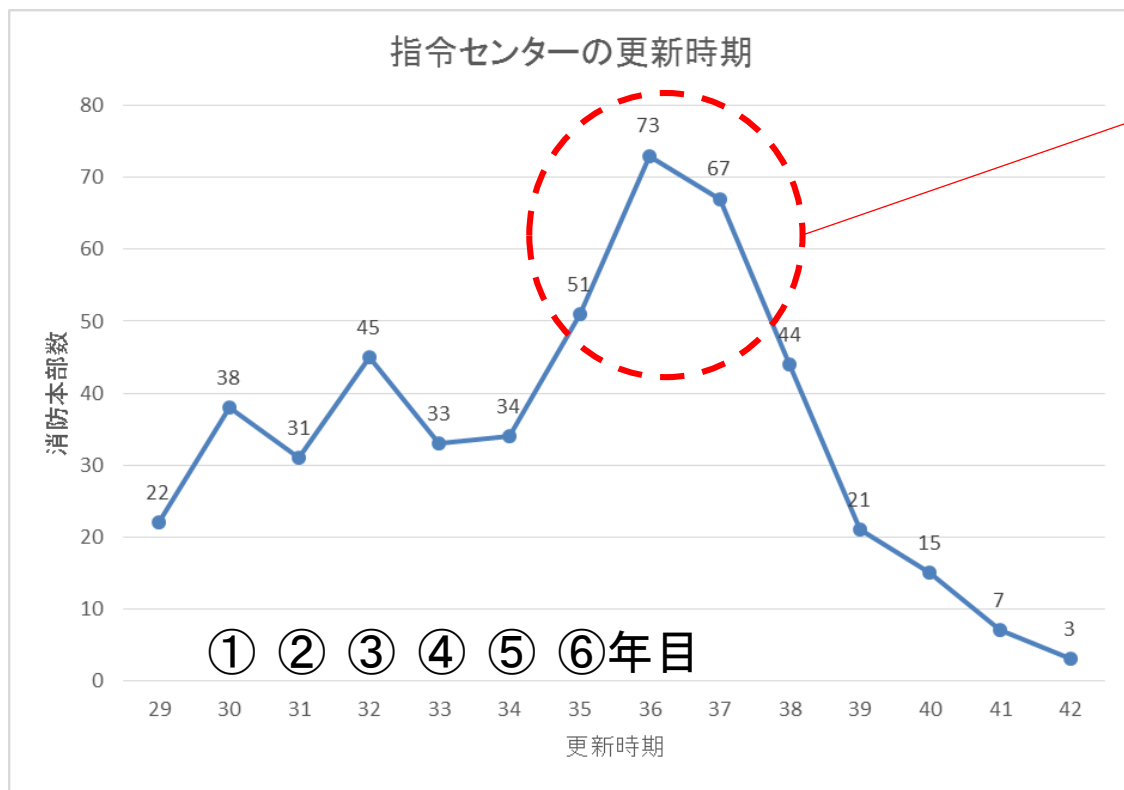
○市町村は、自らの消防力や広域化の必要性を「消防力カード」で分析

○都道府県は、そうした情報を元に、現場・市町村を巻き込んだ話し合いにより、推進計画の再策定

なお、平成36年前後は、**消防指令センターの更新時期のピーク**にさしかかるため、それを契機とした広域化を後押しすることも見据えている。

※ **消防の連携・協力**についても、期限を**同様に延長**し、平成36年4月1日までとする。6

# 消防指令センターと更新時期



平成**35~37**年頃が**ピーク**

【理由】

- 平成26~28年頃に、デジタル化対応と同時に消防指令センターを更新した団体多数。
- 使用期間の目安として**おおむね10年程度**のため。
- ただし、「更新時期未定」との本部も多数ある（10年で入替え必須というわけではない）。

【類似事例】大規模な（全県1区など）消防指令センターを設けた類似例では、

**任意協議会設置から業務開始までに6年程度**かかることも珍しくない。

千葉：17年9月検討会設置→20年10月任意協議会設置→23年4月法定協議会に→25年4月業務開始

茨城：17年10月推進委員会設置→23年8月任意協議会設置→25年4月法定協議会に→27年11月業務開始

➡ ○類似例を踏まえると、**次期更新ピークを見据えた体制を検討するには、今から検討を開始しておく必要**がある。

○推進計画の改定に当たって、消防指令センターの更新時期・共同運用についても記載



# 消防力カード

- 消防本部を取り巻く現状の分析・今後のあるべき姿の検討を「**消防力カード**」として、**消防本部単位で見える化**
- **推進計画への反映のほか、市町村長等への理解を得るためのツール**として使用

## ○現状の分析


主に以下の項目について、

**「自らの消防本部を取り巻く状況」と「自らの消防力」を分析**

- ・ 管轄人口、消防職員数、消防団員数、消防費決算額などの**基礎事項**
- ・ 消防車両などの**施設整備状況**や救急救命士、予防要員などの**人員状況**
- ・ 救急現場到着時間などの**消防活動状況** ・ 火災防ぎよ計画の策定の有無などの**計画策定状況**

## ○今後のあるべき姿の検討

- ・ 上記の現状を踏まえ、**課題と対応方針**について検討する。
- ・ 約10年後の管轄人口、消防指令センター等の更新時期や費用についても見通す。

 **今後の消防体制のあるべき姿**について、**消防の広域化や消防の連携・協力を**  
実施することも含めて**検討**

## ○消防力カードの活用方法等

- ・ **毎年作成の上、都道府県に提出し、都道府県が推進計画を再策定するに当たっての検討資料**とする。
- ・ 併せて、消防庁にも、**7月末までにその時点のものを提出し、その後、都道府県において推進計画を再策定する上で変更等があれば、3月末までに再度提出することとする。**
- ・ 消防本部において、**市町村長、財政当局等**に対し、自らの消防の現状について**理解を得るためのツール**として**活用**することが期待される。

# 推進計画の再策定

## ○再策定に当たって

- ・ 都道府県の**リーダーシップ**を發揮し、消防本部、市町村等と**緊密に連携**※した上で再策定
- ・ **シミュレーション**等で**広域化の効果**を**具体的な数値等でわかりやすく示す**ことが有効
- ・ 各市町村の**消防力カード**を参考に検討を進める。

※都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備・非常備）、住民代表、学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなど

## ○推進計画に盛り込む基本的な項目

### (1) 約10年間の振り返り

消防組織法が改正された平成18年以降の**約10年間**について、

- 推進計画に対する**広域化の進捗状況**
- 広域化した消防本部の**広域化の効果**
- 消防需要の動向** 等を**振り返る**。

### (2) 現況の把握

消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の**現況を把握**する。

### (3) 今後の消防体制の展望

更なる**人口減少・高齢化**の進展等も踏まえ、

- ・ **将来**の都道府県内の**消防本部のあるべき姿**（規模、消防力等）
- ・ おおむね**10年後まで**に広域化すべき組合せ
- ・ **推進期限まで**に広域化すべき組合せ

広域化対象市町村や重点地域に指定

を定める。（段階的な組合せ・複数パターンの組合せも検討）

## ○その他推進計画に盛り込む事項

- ・ **消防広域化重点地域**についてはこれまで以上に**積極的に**指定
- ・ **消防の連携・協力**についても、**指令センター**等を中心に新たに記載。

# 今後の消防本部の展望（広域化対象市町村の組合せ）

広域化対象市町村の組合せ等については、各都道府県で地域の実情に応じて指定されたいが、**具体例の一つ**を以下に示す。

## 10消防本部を所管する県の例（理想：1本部 ← 10年後：3本部 ← 6年後：7本部）

・ 将来の都道府県内の消防本部のあるべき姿

➡ **全県一区**での広域化

Step 3（全県一区） 3本部 → **1本部**

・ おおむね**10年後**までに広域化すべき**組合せ**

➡ 県を**3つのブロック**に分け広域化

Step 2（3ブロック） 7本部 → **3本部**

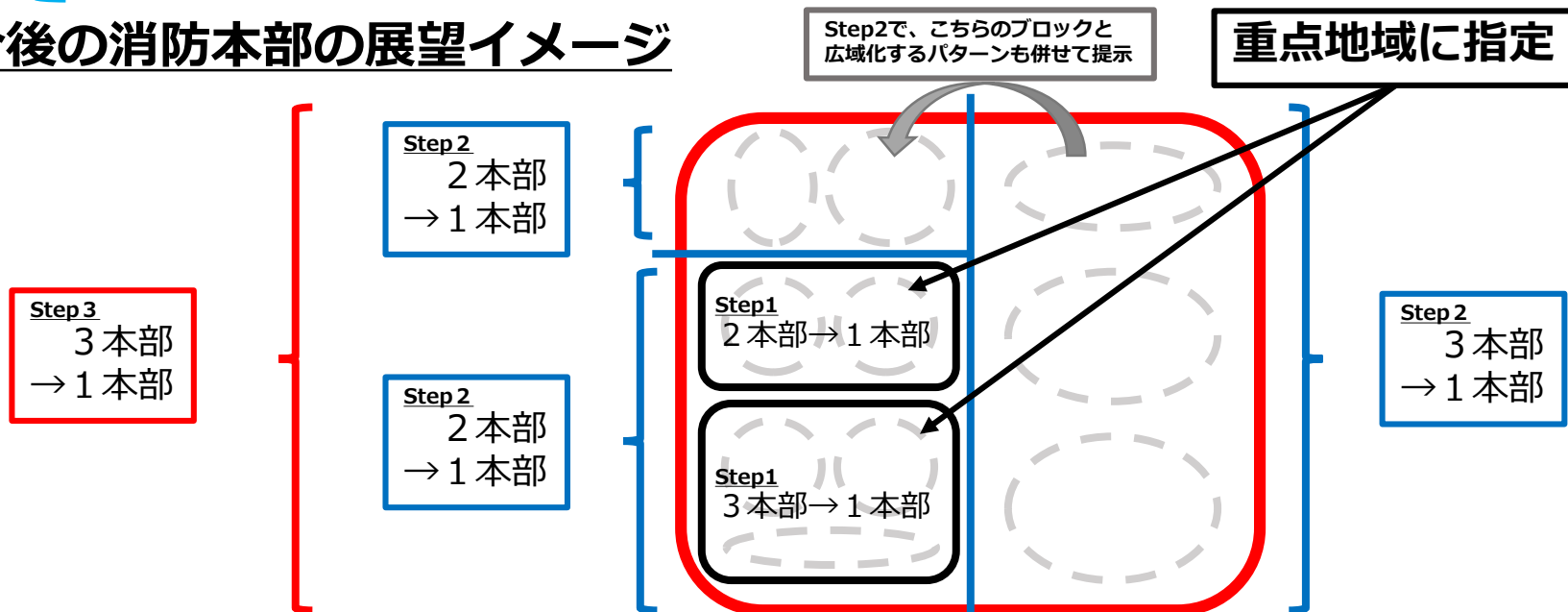
・ **推進期限**までに広域化すべき**組合せ**

➡ **3つのブロック**での広域化を実現するための**段階的組合せ**（**重点地域**に指定）

Step 1（段階的） 10本部 → **7本部**

広域化対象市町村

## 今後の消防本部の展望イメージ



# 広域化対象市町村・消防広域化重点地域に指定すべき市町村

## 広域化対象市町村に指定すべき市町村

- 一般論としては、消防本部の規模が大きいほど災害対応能力が強化され、組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。
  - ➡ 管轄人口30万以上の規模を一つの目標とする。  
(**全県一区**は理想的な消防本部のあり方の一つ。)
- 一方で、各市町村の地域の事情を十分に考慮する必要がある。
- しかし、小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっており、以下の方針の下、検討を進めるものとする。

### 【可能な限り広域化対象市町村に指定】

- ・ 管轄人口**10万**未満の消防本部 (**小規模消防本部**)
- ・ 消防吏員数が**100人**以下の消防本部 (**準特定小規模消防本部**)

### 【原則広域化対象市町村に指定】

- ・ 消防吏員数が**50人**以下の消防本部 (**特定小規模消防本部**)

## 消防広域化重点地域に指定すべき市町村

- これまで以上に積極的に重点地域に指定。
  - ➡ 推進期限までに広域化するものとして広域化対象市町村に指定した市町村は重点地域に指定
- 以下の地域は**可能な限り**重点地域に**指定**。
  - ・ **特定小規模消防本部**
  - ・ **非常備市町村**
  - ・ **広域化を希望**しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

# 消防の連携・協力

## ○消防の連携・協力の位置付け

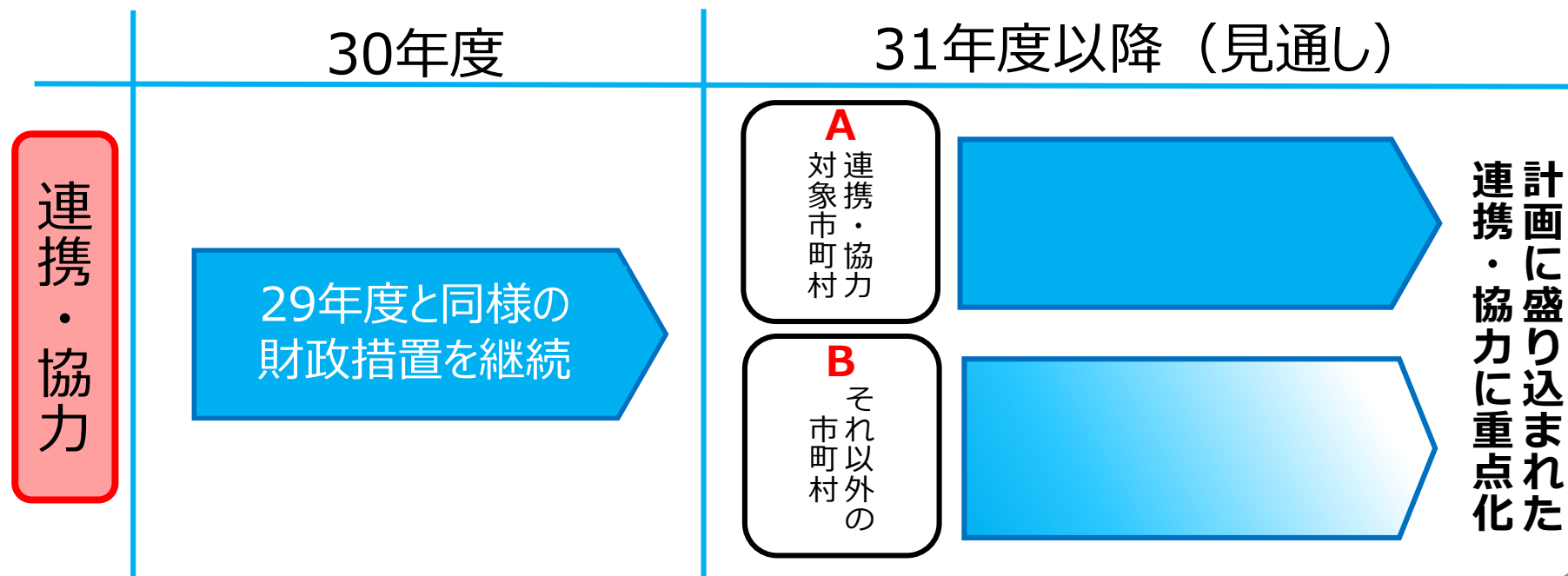
- ・自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重しつつ、**高機能消防指令センターの共同運用**など※の消防の広域化につなげる効果が高い取組については都道府県においても積極的に検討。

※ 消防用車両・消防署所の共同整備を想定

➡ **連携・協力対象市町村**として**推進計画に位置付け**、推進。

## ○財政措置の今後の方向性

- ・消防の連携・協力に対する財政措置については、**平成31年度以降**、**連携・協力対象市町村**に対するものに**重点化**する予定。



# 消防指令センターの共同運用

## 消防指令センターの共同運用

- 47地域において、複数の消防本部による消防指令センターの共同運用が実現している。
- 消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減**、**現場要員の充実**等を図ることができる。

### 【メリットの例】

#### ・整備費の削減

共同整備を行った19本部の平均**整備費 ▲49.8%**

〔北はりま消防本部 整備費が **半減** (11.4億円→ 5.8億円)  
〔ちば消防共同指令センター 整備費が **6割減** (61.2億円→38.8億円)〕

#### ・メンテナンス費の削減

整備費に比例するとされるメンテナンス経費についても削減可能。

#### ・現場要員の充実

沖縄県消防指令センターでは、**指令人員体制**が従前の**3分の1** (現状29人体制) にすることで、**現場要員の充実**が図れた。

## 消防指令センターの高度な運用

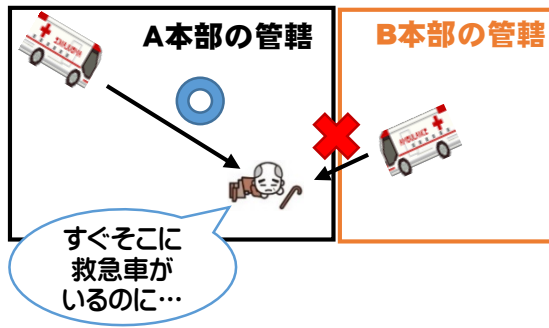
- 一方、**直近指令**、**ゼロ隊運用**などの**高度な運用**(共同運用のメリットの**最大限の利活用**)を行っている地域は少ない。  
→ 直近指令：37% (17地域)、ゼロ隊運用：17% (8地域)、双方とも実施：7% (3地域)

## 高度な運用のイメージとメリット

### 0. 高度な運用をしていない場合

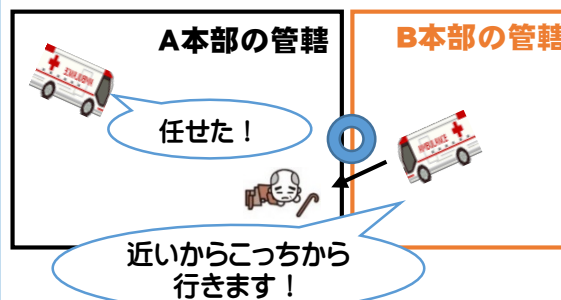
通報があった場合、**管轄消防本部の隊**に出動指令を行う。

➡ **他本部の隊**がすぐに駆けつけることができる状態であっても**出動せず**



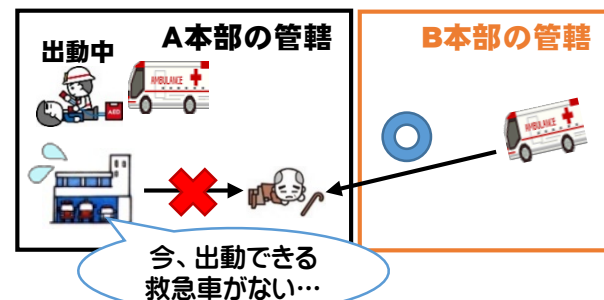
### 1. 直近指令

**現場に最先着できる隊**に自動的に出動指令を行う。



### 2. ゼロ隊運用

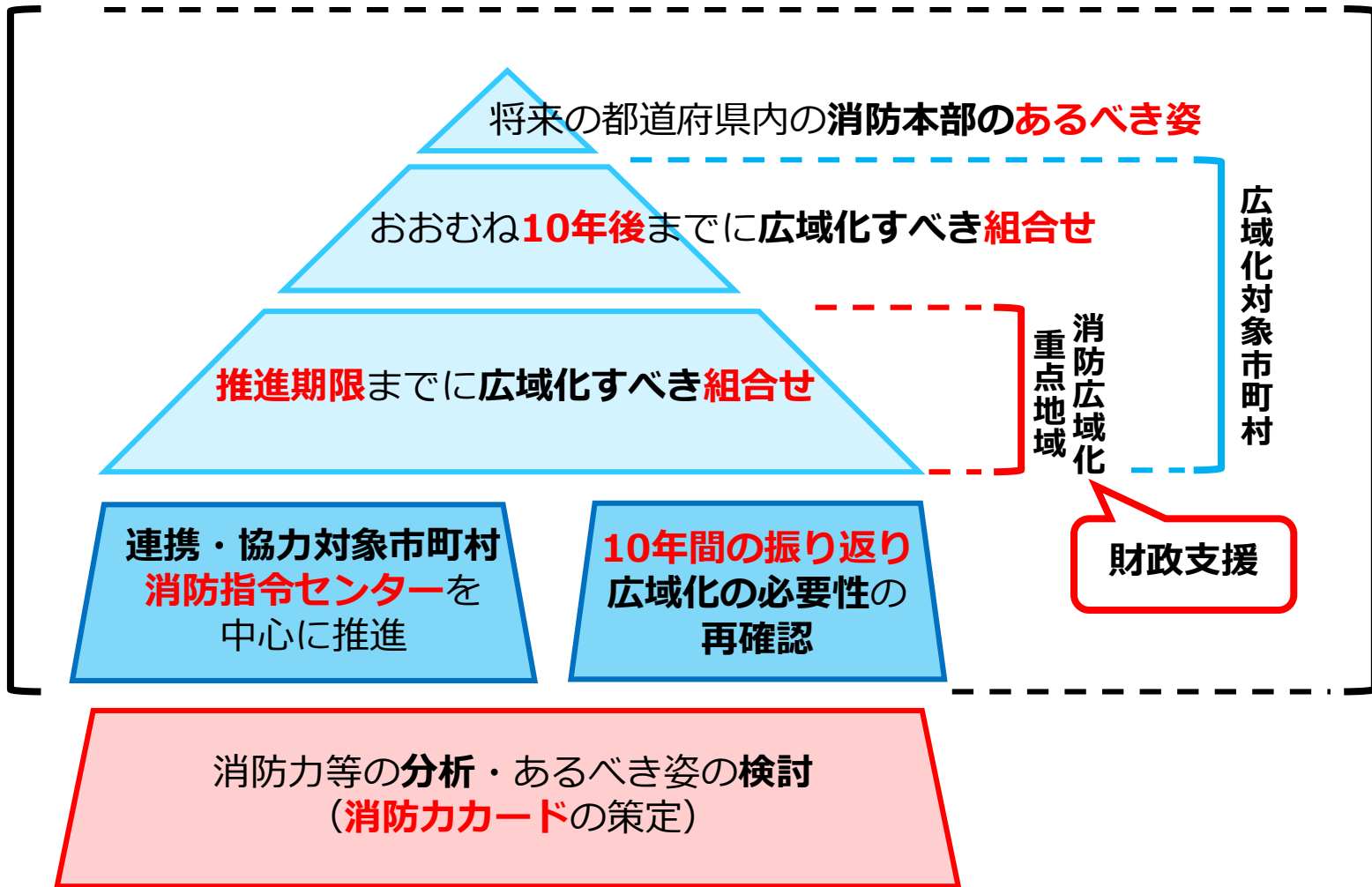
**出動可能な隊がなくなった場合に、他消防本部の隊**に自動的に出動指令を行う。



**到着時間の短縮**を図ることができる。

ちば消防共同指令センターでは、救急通報件数年間約14万件の通報のうち、**約400件 (CPA)の直近指令**・**約250件のゼロ隊運用**を実施しており、**到着時間の短縮**が図れた。

# 今後の広域化の全体の方向性（まとめ）



推進計画記載事項

都道府県が**リーダーシップ**を取り、市町村等と**緊密に連携**し、**消防力カード**を参考にしながら推進計画の**再策定**に向け議論

# 市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する 財政措置（平成30年度）

## 市町村分（広域化）

### 1 消防広域化準備経費〔特別交付税〕

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

### 2 消防広域化臨時経費〔特別交付税〕

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④その他広域化整備に要する経費

### 3 消防署所等の整備〔(1)・(2) 緊急防災・減災事業債〕

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）※
- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※
- (3) (1)、(2)以外の整備〔一般単独事業債：充当率90%（通常75%）〕

### 4 高機能消防指令センターの整備〔緊急防災・減災事業債〕

広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター（指令装置等）※

### 5 消防用車両等の整備〔緊急防災・減災事業債〕

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備※

### 6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

## 緊急防災・減災事業債

### ○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

### ○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

### ○ 事業年度

平成30年度から平成32年度

〔※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。〕

## 市町村分（連携・協力）

### 1 高機能消防指令センターの整備〔緊急防災・減災事業債〕

連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター

### 2 消防車両等の整備〔防災対策事業債：充当率90%/算入率50%〕

連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等

### 3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

## 都道府県分（広域化）

### 1 消防広域化推進経費〔普通交付税〕

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

### 2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費〔特別交付税〕

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。



# 消防補助金配分方針の変更

○H31年度の補助金配分方針を下表のとおり変更することを**予定**している。

平成30年度→平成31年度

□ 拡充対象

補助金・整備施設 条件	緊援隊補助金	施設整備補助金		
	緊援隊車両・資機材等	高機能消防指令センター	その他の消防施設※1	その他の防災施設※2
広域化又は連携・協力の伴い市町村が整備する場合（ <b>現在進行形</b> ）	◎	◎	× → ○	×
県計画に広域化重点地域として位置付けられた市町村が整備する場合（ <b>未来形</b> ）	× → ○	× → ○	× → ○	×
H18以降消組法に基づき消防の広域化を行った市町村が整備する場合（ <b>過去形</b> ）	× → ○	× → ○	× → ○	×

◎：特別に考慮 ○：考慮 ×：考慮しない

- ※1 広域拠点訓練施設、耐震性貯水槽、救助活動等拠点施設等（ヘリポート）、防火水槽（林野分）、画像伝送システム（施設分）、救急安心センター等整備事業  
 ※2 備蓄倉庫（地域防災拠点施設）、活動火山対策避難施設

【参考】

平成29年度→平成30年度

□ 拡充対象 □ 廃止対象

補助金・整備施設 条件	緊援隊補助金	施設整備補助金		
	緊援隊車両・資器材等	高機能消防指令センター	耐震性貯水槽・備蓄倉庫	その他の消防防災施設
市町村合併をした新市町村が整備する場合（市町村合併によるもの）	◎ → ×	◎ → ×	◎ → ×	×
広域化に伴い市町村が整備する場合（ <b>現在進行形</b> ）	◎	◎	×	×
連携・協力の伴い市町村が整備する場合（ <b>現在進行形</b> ）	× → ◎	◎	×	×

# 今後のスケジュール（まとめ）

